

平成 12 年 12 月 20 日付け 12 動検甲第 1717 号
平成 17 年 9 月 22 日付け 17 動検第 745 号（一部改正）
平成 17 年 12 月 5 日付け 17 動検第 893 号（一部改正）
平成 18 年 7 月 27 日付け 18 動検第 537 号（一部改正）
平成 20 年 10 月 6 日付け 20 動検第 701 号（一部改正）
平成 20 年 11 月 4 日付け 20 動検第 839 号（一部改正）
平成 22 年 10 月 15 日付け 22 動検第 660 号（一部改正）
平成 24 年 5 月 29 日付け 24 動検第 164 号（一部改正）
平成 25 年 10 月 4 日付け 25 動検第 673 号（一部改正）
平成 28 年 11 月 29 日付け 28 動検第 763 号（一部改正）
平成 29 年 2 月 28 日付 28 動検第 1166 号（一部改正）
平成 31 年 3 月 29 日付け 30 動検第 1334 号（一部改正）
令和 5 年 3 月 24 日付け 4 動検第 1322 号（一部改正）

わら及び乾草の輸入検疫要領

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 37 条第 1 項第 2 号で指定検疫物と規定された穀物のわら（飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものを除く。）及び飼料用の乾草（以下「わら及び乾草」という。）のうち、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号。以下「規則」という。）第 43 条の表の法第 37 条第 1 項第 2 号に掲げる物の項中地域の欄に掲げる地域から我が国に輸入されるものは指定検疫物とされ、原則輸入が禁止されたが、指定検疫物とされたわら及び乾草のうち、輸入検査の対象となるもの（監視伝染病の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設において、農林水産大臣の定める基準に従って消毒したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付しているものであって、当該地域以外の地域を経由しないで輸入されるわら及び乾草）についての輸入検疫は、法、家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）、規則及び家畜伝染病予防法の一部を改正する法律等の施行について（平成 12 年 12 月 1 日付け 12 畜 A 第 3315 号畜産局長通知。以下「局長通知」という。）等の関係法令及び通達によるほかは、本要領に基づき実施する。

なお、関係通達の規定の適用に当たっては、これら通達の規定中「畜産物」あるいは「畜産物等」とあるのは「わら及び乾草」と読み替えて準用するものとする。

1 輸入検査

（1）検査の対象

輸入検査の対象となり得るわら及び乾草の範囲は、局長通知の記の 1 において示されているが、「穀物のわら」には、稲、麦のほか、あわ、ひえ、きび、とうもろ

こし、ソルガムのわらを含む。また、「飼料用の乾草」とは、家畜の飼料に供し、又は供し得る乾草のすべてとする。

(2) 検査の申請

ア 輸入検査申請書の提出

家畜防疫官は、わら及び乾草を輸入しようとする者（代理人を含む。以下「輸入者」という。）に対し、わら及び乾草の陸揚げ前に、又は陸揚げ後遅滞なく規則第49条第1項に規定する輸入検査申請書を規則第47条で指定する港又は飛行場（以下「輸入港」という。）を管轄する動物検疫所（支所、出張所を含む。以下同じ。）に提出させる。

イ 検査証明書の提出

家畜防疫官は、輸入者に対し、わら及び乾草についての法第37条第1項に規定する輸出国政府機関発行の検査証明書（以下「検査証明書」という。）をアの輸入検査申請書に添えて提出させる。

ウ その他の書類の提出

家畜防疫官は、必要と認める場合は、輸入者に対し、イの検査証明書のほか、次の書類又はその写しをアの輸入検査申請書に添えて提出するよう求める。

(ア)船荷証券

(イ)積荷目録

(ウ)その他必要な資料

(3) 検査の場所等

ア 輸入検査の場所

わら及び乾草の輸入検査の場所は、家畜伝染病予防法第40条第3項本文に基づく検査場所の指定について(昭和44年12月15日付け44動検第2018号)の別記要領に基づき、家畜防疫官が指定した場所（以下「輸入検査場所」という。）とする。

イ 輸入検査場所への送致

家畜防疫官は、わら及び乾草を輸入検査場所へ送致させる場合は、輸入畜産物等を収納する海上コンテナの取り扱い要領について(昭和44年8月20日付け44動検第1455号)の別記に基づき、輸入者に対し、あらかじめ輸送の方法、その他家畜防疫上必要と認める措置を指示する。なお、わら及び乾草を陸揚げした輸入港以外の場所に所在する輸入検査場所へ送致する場合は、輸入検査申請ごとに輸出国政府機関の発行する検査証明書を確認の上、書面でもって指示する。

ウ 輸入検査場所での蔵置

家畜防疫官は、輸入者に対し、わら及び乾草を輸入検査場所に蔵置させるときは、次の指示を行う。

(ア)輸入検査が終了するまでの間は、家畜防疫官の許可なくコンテナの開扉又は開梱を行わないこと。

(イ)コンテナに収納された状態で蔵置する場合は、検査のための開扉作業が安

全に実施できる場所とすること。

(ウ)コンテナから取り出した状態で蔵置する場合は、他の貨物と隔離し蔵置すること。

(エ)わら及び乾草には、輸入検査申請ごとに品名、個数、重量、搬入年月日、その他の必要事項を畜産物の輸入検査要領（令和5年3月24日付け4動検第1322号）の別記様式1－1号の指定検疫物票を取りつけ表示すること。

ただし、(イ)の場合において、わら及び乾草を収納したコンテナのコンテナ番号が輸出国の検査証明書に記載されているときは、指定検疫物票の備考欄にコンテナ番号を記入することにより、備考欄以外の記載は省略することができる。

(4) 検査の実施

ア 書類検査

家畜防疫官は、(2)により提出された輸入検査申請書、検査証明書、その他の書類について、法第36条、第37条及び38条の規定の違反の有無及び記載内容の照合確認を行い、かつ、「家畜衛生条件」が定められているものにあつては、当該条件を満たしているか否かについて検査する。

イ 現物検査

家畜防疫官は、輸入検査場所において次により現物検査を行う。なお、現物検査は、わら及び乾草の飛散防止の観点から、可能な限りコンテナで収納された状態で実施する。

(ア)封印の確認

コンテナに付された封印の確認は、封印が開封される前又は直接陸揚げされた輸入港以外の場所に所在する輸入検査場所へ送致する場合は送致の前に行う。

(イ)現物の確認

- a 輸入検査申請書及び検査証明書の記載内容と梱包外装表示及び指定検疫物票との照合を行う。
- b 輸入検査申請数量（梱包されているものにあつては梱包数）のおおむね0.5%に相当する割合を無作為に抽出し、その梱包状態、検査対象物の種類、性状（指定検疫物であることの確認を含む。）、異物の混入、その他の異常の有無について検査を行う。なお、数量が3梱包に満たない場合にあつては全量を検査する。

ウ 精密検査

家畜防疫官は、イの現物検査の結果、監視伝染病の病原体の汚染の有無、加熱処理基準の適合性等について検査の必要性を認めた場合は、必要な限度において材料を採取し、精密検査を行う。この場合、見本採取票の様式について（昭和41年10月31日付け41動検第1833号）に基づき輸入者に見本採取票を交付する。

2 検査に基づく処置

(1) 家畜防疫官は、1 の検査の結果、わら及び乾草が監視伝染病の病原体により汚染し、汚染しているおそれがあり、又は汚染するおそれがあると認めた場合は、輸入者に対し、家畜防疫官立会いのもと、わら及び乾草等の焼却、埋却又は輸出国等への返送等を行わせる。

(2) 家畜防疫官は、検査に基づく処置を行う場合は、輸入者に講じようとする処置が防疫上安全な方法により行い得るようその方法等を書面により指示する。

ただし、わら及び乾草が携帯品、郵便物で輸入された場合又は家畜防疫官自らが検査に基づく処置の実施を必要と判断した場合、書面等により輸入者の確認を得て、家畜防疫官が自ら検査に基づく処置を行うことができる。

3 輸入検疫証明書の交付

家畜防疫官は、1 の検査及び2 の検査に基づく処置の結果、わら及び乾草が監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認めたときは、輸入者に規則第51条に基づく輸入検疫証明書を交付する。輸入検疫証明書を書面により直接交付する場合は「畜産物の輸入検査要領」（令和5年3月24日付け4動検第1322号）に準じて行う。

4 電子情報処理組織による届出又は指示の通知等

わら及び乾草の輸入検疫における電子情報処理組織における届出又は指示の通知等は、電子情報処理組織等による動畜産物輸入検査関連手続要領について（平成20年10月6日付け20動検第701号）により行う。

5 くん蒸されたコンテナの労働安全対策

わら及び乾草の輸入検疫における労働安全対策については、コンテナくん蒸された畜産物の輸入検査に係る労働安全対策について（平成3年8月20日付け3動検甲第1058号）に基づき実施する。